

小・中学校長 様

白山市教育委員会
学 校 指 導 課 長

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

第 6 7 回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（別添本部会議資料参照）が開催され、この冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることに加え、これから年末年始を迎え、人との接触の機会が増加し、感染リスクが高まることから、改めて基本的な感染防止対策の徹底が必要であることが確認されました。

感染防止については、その徹底を図るようお願いしてきたところですが、1 2 月 8 日付改訂版を送付いたします。

食事の場面については、特に換気を徹底し、机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、距離がとれなければ会話を控える、食事後に会話するときにはマスクを着用するなど適切な感染症対策を行ってください。

また、児童生徒に対しては、あらゆる機会を捉えて、感染症対策について再度徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

1 基本的な感染症対策について

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- ・体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・都道府県をまたいで移動する際、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- ・呼気が激しくなる運動を行う際や、自転車・徒歩での登下校時、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す（6 月 2 0 日付事務連絡「夏季における児童生徒のマスク着用にかかる運用の徹底について」参照）
- ・授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫を行う。

2 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

（1）感染リスクの高い学習活動について

- ・以下に示す学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。
- 児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
- 児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- 児童生徒が密集したり接触したりする運動

(2) 飲食を伴う場面について

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、**大声での**会話を控える。
- ・学校のランチルーム等においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用は自粛し、~~なるべく少人数で黙食を基本とし、~~会話をしている際にはマスクを着用する。

(3) 部活動について

- ・部活動中に飲食する場合は、向かい合わないように、**大声での**会話を控える。
- ・部活動前後の集団での飲食は控える。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、7月4日付「部活動の制限の解除について」で示した事項について改めて確認する。

(4) その他校内における感染対策について

- ・日常的に行われている他学年との交流活動・場面（例えば、縦割り清掃・クラブ活動・児童会生徒会活動等）については、感染対策を行った上で、実施を可能とする。

3 連絡体制について

- ・学校は、教職員がPCR検査等を受けることになった場合、速やかに市教委へ連絡をする。
- ・児童生徒に陽性が判明した場合や罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、保護者に徹底する。※土日等においては、保護者から学校への連絡は休み明けでよいものとする。

4 臨時休業等によるオンライン授業の実施について

- ・児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、ICTの活用等により学習の機会を確保する。
- ・陽性者が判明し、臨時休業（学年・学級含む）の措置を行う場合、対象児童生徒全員が自宅でのオンライン授業を実施する準備を整える。
- ・時間を決めて、朝の会等による健康観察を実施する。つながらない家庭には、電話連絡で対応するなど配慮する。
- ・オンライン授業（ハイブリッド型の授業を含む）の内容、時間については、各校の実情に応じてできる範囲で実施する。
- ・通信速度などの事情で自宅でのオンライン授業を受けることが難しい場合や、自宅では集中できない場合、または、上手く接続できない場合は、学校に登校してオンライン授業を受けることも可とする。

5 学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の判断について

(1) 陽性者が出た場合の学校の対応について

- ①陽性者の最終登校日を確認し、学級や学年等の状態を校医等と相談の上、臨時休業等の措置を決定
 - ・発症日から2日前にさかのぼる
発症日：症状が出た日、無症状の場合は検体を採取した日
 - ・複数の陽性者+他の者にも症状がみられる → 学級閉鎖等の措置を行う
※ただし、感染経路に関連がないと判断される場合などは、この限りではない。
- ②措置を決定後、市教委へ報告
 - 「1 基本的な感染症対策について」「2 具体的な活動場面ごとの感染症対策について」のとおり対策を行っていることにより基本的には濃厚接触者はいないと考えられる。
 - ※自宅待機中に症状が出た場合は、病院を受診するよう伝える。
 - ※症状：発熱、咳、息苦しさ、全身倦怠感、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、頭痛
関節痛・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐など

(2) 臨時休業の基準について

今後、陽性者が出た場合、以下の対応を基準として臨時休業の範囲を決定する。その際、学校医、PTA会長と相談する。

- ① 学級閉鎖
 - ・複数の陽性者が出た場合、発症日の2日前より、他にも症状が出ている者がみられ、学級内で感染が広がっている可能性が高いと判断したとき
【当該学級 1日 or 2日】
- ② 学年閉鎖
 - ・①の状態が複数の学級でみられるなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと判断したとき
【当該学年 1日 or 2日】
- ③ 学校全体の臨時休業
 - ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断したとき
【1日 or 2日】
 - ※①～③において、感染経路に関連がないと判断される場合などは、この限りではない。
 - ※土日、祝日等に出た陽性者に対しての措置については、休み明けに校医等と相談の上、給食終了までには市教委へ報告する。ただし、多数の陽性者が出たり、中等症、重症者が出たりした場合はこの限りではない。

(3) その他

- ①市教委からの報道提供の考え方
 - ・報道提供はしない。
 - ※ただし、今後、中等症、重症の児童生徒・教職員が出た場合、学校全体の臨時休業の措置がある場合は変更もあり得る。
- ②学校から保護者への一斉メールの考え方
 - ・基本は臨時休業等の措置がある場合、出すことを前提に検討する。
- ③ 部活動のコロナ対応について
 - ・複数の陽性者がみられ、部活内で感染が広がっている可能性が高いと判断したときは、当該部の全部または一部の活動を控える。なお、陽性者以外の部員の登校や大会参加等については十分に検討すること。
- ④ マスク着用の考え方について (詳細は令和4年10月27日付通知を参照)
 - ・基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - ・身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化。